

会 議 録

1 会議名

令和2年度第1回大島区地域協議会

2 任命書交付

3 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議

① 大島区地域協議会に係る諸事項の確認について（公開）

② 大島区地域協議会で定める事項の決定について（公開）

③ 地域活動支援事業について（公開）

(2) その他

4 開催日時

令和2年5月13日（水）午後2時00分から午後3時30分まで

5 開催場所

大島就業改善センター3階 大会議室

6 傍聴人の数

1人

7 非公開の理由

—

8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：飯田國男、飯田多津子、飯田敏郎、内山信、内山元栄、武江一義、武田昌
午、中村朝彦、丸田新一、丸田松男、山岸久雄、吉野健治

・事務局：大島区総合事務所 小林所長、山崎次長、小林市民生活・福祉グループ長
小酒井班長、高橋主任

（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【山崎次長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【小林所長】

- ・挨拶

【山崎次長】

- ・任命交付式について説明
- ・任命書の卓上配布
- ・市長からのメッセージを総合事務所長が代読させていただきます。

【小林所長】

- ・代読

【山崎次長】

- ・改選後、初めての会議であるため、上越市の地域自治区制度や地域協議会の概要・役割について説明させていただく。
- ・地域協議会委員の選任結果について説明
- ・上越市地域協議会委員の手引きをもとに、地域自治区制度、地域協議会、地域協議会の役割、地域協議会の活動について説明
- ・協議に移るまえに、総合事務所職員を含め、簡単に自己紹介をお願いしたい。
- ・職員及び全委員から自己紹介
- ・3協議（1）協議の正・副会長の選任について協議する。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第6条により委員の中から会長、副会長を選任することとなっている。
- ・選任にあたっては、議長を置いて審議を進める方法と事務局で進める方法があるが、どのようにすべきか。
(事務局で進行するよう発言)
- ・それでは、事務局が進めさせていただく。
- ・正副会長の選任に当たっては、自薦・推薦で行うほか、選挙で選任する方法があるが、意見があれば願います。

【飯田國男委員】

- ・会長に丸田新一委員、副会長に武田昌午委員を推薦したい。

【山崎次長】

- ・今ほど、会長には丸田委員、副会長には武田委員の推薦があったが、ほかにないか。

【山岸久雄委員】

- ・飯田委員の推薦に賛成する。

【山崎次長】

- ・先程の飯田委員の推薦に賛同する意見があった。ほかにあるか。
(発言なし)
- ・では、会長の選任について諮りたい。
- ・推薦のあった丸田委員を会長に選任することによろしいか。
(本人及び各委員了承)
- ・次に、副会長は、推薦のあった武田委員を選任することによろしいか。
(本人及び各委員了承)

【山崎次長】

- ・会長は丸田委員、副会長は武田委員に選任させていただく。
(休憩、再開)

【山崎次長】

- ・新たに選任された丸田会長及び武田副会長から挨拶をお願いする。
- ・丸田会長、武田副会長挨拶。

【丸田会長】

- ・次第に沿って審議を進めさせていただく。
- ・地域協議会の開催に関する事項について、事務局から説明を求める。

【山崎次長】

- ・改選後の第1回目の地域協議会においては、資料に掲載しているすべての諸事項を決定する必要がある。
- ・皆様から了承いただければ、本件については事務局で進めながら、事務局案を説明し、皆様から意見を伺いたいがよろしいか。
(了承)

【山崎次長】

- ・まず「会議の招集請求に必要な委員数」についてである。
- ・会長が必要と認める場合と、それぞれの地域協議会が定めた数以上の委員から請求があった場合に会長が招集し、会長が議長となり開催することとなるが、3人以上の請求があった場合としてよろしいか。
(異議なし)

- ・では「会議の招集請求に必要な委員数」については、3人以上の請求があった場合とする。
- ・次に、「会議録の確認者」についてである。
- ・上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則により、会議の内容は協議会が指定した者の確認を得るとなっているが、委員番号順に確認いただくことよろしいか。

(異議なし)

- ・では「会議録の確認者」は委員番号順とし、本日の会議録の確認は、委員番号1番の飯田委員にお願いします。

【飯田國男委員】

- ・承知した。

【山崎次長】

- ・次に、「会議の座席順」についてである。
- ・本日は委員番号順に席次を並べ、事務局を入れてロの字型にしているが、この形よろしいか。

(異議なし)

- ・では、「会議の座席順」は会長、副会長を中心に左右に5名ずつ並び、事務局を入れてロの字型になるようにする。
- ・次に、「自主的審議事項の提出方法」についてである。
- ・「自主的審議事項」について、本日は自主的審議事項に係る委員からの「地域協議会審議提案書」の提出期限を諮る。
- ・これまでは、協議会開催日の1週間前までに所定の様式にて会長宛てに事務局へ提出することとしていたが、同様とすることよろしいか。

(異議なし)

【丸田会長】

- ・自主的審議事項の詳細については、次回以降、改めて検討することとするが、第4期で行ってきた自主的審議について、事務局から報告をお願いしたい。

【山崎次長】

- ・資料の「次期地域協議会への引き継ぎ事項について（報告）」を説明
- ・このことについて、意見、質問はないか。

(意見、質問なし)

- ・続いて、「地域協議会だよりの編集方法」についてである。
- ・「協議会だよりの発行の可否について、地域協議会の活動状況を周知するためこれまでどおり発行することによろしいか。

(異議なし)

- ・それでは、発行することとする。
- ・次に、編集委員の編成について、これまでは委員番号順に半数に分け、それぞれの班に会長または副会長が属することとしていたが、同様によろしいか。

(異議なし)

- ・次に、会議開催時間についてである。
- ・従前まで、おおむね月1回、平日の午後2時からを基本とした上で、農繁期や冬期間のほか、一昨年度から取り組んでいる出張地域協議会などは、柔軟に対応してきたが、今後も同様としてよろしいか。

(異議なし)

- ・では、今期においても基本的には午後2時からとし、必要に応じて時間を変更するものとする。
- ・次に、「傍聴人の定数」についてである。
- ・上越市審議会等の会議の公開に関する条例に規定する「傍聴人の定数」については従前どおり10人としてよろしいか。

(異議なし)

- ・では、傍聴人の定数については10人とする。
- ・次に、諮問案件による書面審議についてである。
- ・資料「諮問案件における書面審議について(案)」をもとに説明。
- ・本日は、書面審議を実施する条件、実施に係る判断、書面審議の表決について、書面審議事項を定める理由、例示を説明した後に、皆様の意見を伺いながら決定したい。
- ・まず、条件としては、委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合のみとする。
- ・判断は、正副会長の協議により、会長が決定するものとする。
- ・表決は、意見集約の結果及び答申案の確認を全委員から行っていただき、それをも

って、正副会長の協議により、会長が決定するものとする。

- ・これについて、意見、質問があればお願いしたい。

【中村朝彦委員】

- ・基本的に諮問案件については、書面審議すること自体に反対する。ある程度通常の協議会であれば書面でも構わないが、大島区で考えられる諮問案件は廃止案件だけ、それを書面だけで片付けることを大島区地域協議会としてやるべきではないことから書面審議には反対する。

【小林所長】

- ・委員が長きに渡り、地域協議会で尽力されてきた経緯やこれまでの諮問案件の内容等を鑑みれば、その発言の意図も汲み取れる。
- ・しかし、現況下では新型コロナウイルスが完全に収束に向かっているとは言い切れず、仮に感染者が大島区で発生したことを想定した場合の体制やルールを決めるものであるため、御理解をいただきたい。

【中村朝彦委員】

- ・市議会等は開催しており、総合事務所では職員がいつもどおり勤務しているなか、地域協議会だけ開催しないのは納得できない。

【山崎次長】

- ・ほかに意見はあるか。

【山岸久雄委員】

- ・大袈裟かもしれないが、総合事務所の職員は、命を懸けて業務に取り組んでいるとも言える。そんな中では、委員としても生命の危険を考えると、必ずしも開催しなければならないということとはせず、身の安全を第一に考えるべきであり、会長と副会長、事務局が審議した中で妥当だと判断すれば、お互いを守るためには書面審議も必要である。事務局の提案に賛成する。

【飯田敏郎委員】

- ・現在、会社に勤めているが、勤め先でも感染拡大を最優先としている。もしものための対策として、事務局の提案に賛成する。

【飯田多津子委員】

- ・家族に小学生がおり、子ども達も学校行事の自粛規制があるなか、地域協議会だけが開催することは疑義がある。万が一の時に対応するために、事務局の提案に賛成

する。

【丸田松男委員】

- ・事務局の提案に賛成する。

【山崎次長】

- ・ほかに意見はあるか。
- ・では、今ほどの意見を踏まえ、地域協議会が開催できる状況であれば、地域協議会の中で諮ることとし、開催できない状況下においては、先程の説明のとおり決めることとすることによいか。

(異議なし)

- ・では、そのように決定する。

【丸田会長】

- ・続いて(2)地域活動支援事業について、事務局より説明を求める。

【山崎次長】

- ・「上越市地域活動支援事業令和2年度実施分募集要項大島区版」により説明。
- ・実施方法、支援内容、補助金額、補助回数、提案事業の審査と決定を説明。

【丸田会長】

- ・採択に向けた審査は、早めに行うことが望ましいが、事務局で案はあるのか。

【山崎次長】

- ・提案事業の着手時期などを配慮すると、事務局としては2週間後の5月27日でお願ひしたいと考えている。
- ・また、前期地域協議会では、一日を費やし、午前中に提案者からのプレゼンテーションや現地踏査を行い、午後から地域協議会を開催してきた。
- ・その中で、グループ協議と代表者から意見発表をしていただき、それらを参考にしながら個人審査にあたっていた。
- ・しかしながら、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止を図っているなかでもあるため、今年度に限る対応案として、事業提案者から直接説明を受けるのではなく、提案内容について質疑があれば質疑書を提出いただき、事務局から提案団体に回答を求め、それを皆様に報告し、グループ討議無しに個人審査をしていただく方法を考えているところである。

【丸田会長】

- ・今ほど、事務局から説明があったが、まず、審査日を決定したい。
- ・審査日である次回の地域協議会は5月27日（水）ということでよろしいか。
（了承）
- ・では、その日で決めさせていただく。
- ・次に、審査方法であるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点も踏まえ、どうすべきか、意見を聞きたい。

【中村委員】

- ・グループ協議は省略してもよいと思うが、事業内容については事業提案者から説明を受けるべきと考える。
- ・事業提案書を確認すれば、一定の内容は分かるものの、改選後の8名の新任の皆様は、どのようにすればよいのかわからない部分もあると思う。

【丸田会長】

- ・私としては、まず現地踏査は移動時に3密になることから今年度に限り、行わないこととしたい。審査における説明や採点基準の考え方について、本会を閉会した後、事務局から説明を受ける機会を設けたいと思うがよろしいか。
（異議なし）
- ・事務局もよろしいか。

【山崎次長】

- ・では、閉会後に30分程度で審査方法の説明をさせていただく。なお、閉会後に予定がある方は退席いただくことし、連絡があれば個別に説明をさせていただくこととする。
- ・最後に、地域活動支援事業の提案について、補足させていただく。
- ・今年度は6団体からの申請があり、補助希望額は481万円となっている。配布した「提案のあった事業の一覧」には、事業名、団体名、補助希望額、事業概要を掲載しているが、審査に向け各団体からの事業提案書の確認をお願いする。

【丸田会長】

- ・私からも地域活動支援事業の審査に当たって、住民の皆さんからの質問に答えられる採点ができるよう、事前の資料確認をお願いする。
- ・以上で、審議事項等については終了となるが、委員または事務局から連絡事項等はあるか。

【山崎次長】

- ・地域協議会委員証の交付について説明
- ・地域協議会委員の名刺作成希望の報告について説明
- ・大島区内の新型コロナウイルス感染拡大防止対応状況の情報提供

【丸田会長】

- ・それでは、以上をもって第1回大島区地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。